

ID: 25

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入承認の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第21条第1項		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の停止等) 第21条 市長は、加入者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。 (2) 放送及び情報通信を故意に妨害したとき。 (3) 放送施設の設備を故意に破損したとき。 (4) 利用料を3箇月以上にわたり納入しないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>2 市長は、前項により放送施設の利用を停止し、又は加入の承認を取り消したときは、加入者等の同意を得ずに、送信施設と宅内施設とを切り離すことができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日